

**秩父市役所本庁舎等建設工事設計業務
公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示**

秩父市告示第 182 号

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成 24 年 7 月 20 日

秩父市長 久 喜 邦 康

1. 業務概要

- (1) 業務名 秩父市役所本庁舎等建設工事設計業務
- (2) 業務内容 基本設計業務及び実施設計業務
- (3) 履行期限 平成 25 年 12 月 27 日

2. 参加形態及び選考方式

本業務の選考においては、代表企業枠と市内企業枠を設け、設計共同企業体（以下「JV」）の結成を条件として、以下の方式により行うものとする。

- (1) 代表企業枠について、設計者選定委員会（以下「選定委員会」）による第一次審査及び第二次審査を実施し、最優秀者及び優秀者（次点者）を選定する。
- (2) 市内企業枠について、選定委員会による審査を実施し、候補者を選考する。（候補者は 1 名に特定するものではない。）
- (3) 代表企業枠の最優秀者は、市内企業枠の候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施し、自らの責任において最適と判断される 1 者を選定し JV を結成する。
- (4) 市は、結成された JV を随意契約の相手方として、契約の手続きを行う。
- (5) JV の構成員となる市内企業枠から選考された者の出資比率は、10%以上とする。

3. 参加資格要件

(1) 共通要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

- ①平成 23・24 年度秩父市建設工事等入札参加資格者として、建築関連コンサルタントの業種で登録されている者であること。
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③秩父市建設工事等の契約に係る指名停止措置等の措置要綱に基づく指名停止措置及び秩父市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。

⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者は、この限りでない。

(2) 代表企業枠要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

①第一次審査参加条件

ア 単体企業であること。

イ 平成 4 年 4 月 1 日以降に設計業務が完了し、施工中または完成した延べ面積 5,000 m²以上の庁舎かつ 500 席以上の劇場・ホールの設計実績があること。

（それぞれ単独の施設で実績があれば複合でなくとも可。）

※庁舎とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設とする。

※劇場・ホールとは、コンサート、演劇、講演等で一般市民を対象とした利用に供される施設で、固定または可動式の屋内観覧席を有する施設とする。

※設計業務とは、基本設計及び実施設計業務とする。

②第二次審査参加条件

ア 3. (1) ①～⑤及び (2) ①に掲げる資格を有する者で、技術提案書の提出要請の通知を受けた者。

(3) 市内企業枠要件

次の要件に該当する者であること。

① 秩父市内に本社又は本店を有している者であること。

② 市税を滞納していない者であること。

③ 秩父市発注の設計業務の受注実績があること。

4. 選考基準

(1) 代表企業枠審査

①技術提案書提出者の選定基準（第一次審査）

評価項目	評価事項
1. 事務所の実力 (業務経歴等)	業務実績 技術者数、有資格者数 免震構造による業務実績 受賞実績等
2. 担当チームの能力 (技術職員の経験と能力)	管理技術者及び主任担当技術者等の資格・経験、業務実績、受賞実績等

②技術提案書の特定基準（第二次審査）

評価項目	評価事項
担当チームの対応 （業務の実施方針・手法及び提案）	（１）取組み意欲 （２）業務の理解度 （３）技術提案の的確性・独創性・実現性 （４）実施方針の妥当性

（２）市内企業枠審査

評価項目	評価事項
業務の実施方針	業務に対する取り組み姿勢等

5. 手続等

（１）担当部局

〒369-1894 埼玉県秩父市荒川上田野 1734-6

秩父市役所 地域整備部 建築住宅課

電話：0494-26-6869（直通） FAX：0494-54-2662

E-mail：kenchiku@city.chichibu.lg.jp

（２）プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成24年7月20日（金）から平成24年8月2日（木）まで

②交付場所

秩父市ホームページからダウンロード

（URL <http://www.city.chichibu.lg.jp/>）

（３）参加表明書（該当様式すべて及び添付書類）の提出

① 提出期限 平成24年8月2日（木）午後5時まで

② 提出場所 上記（１）に同じ

③ 提出方法

上記（１）に持参（土曜日、日曜日は除く。時間は午前9時から午後5時まで）
又は郵送。（提出期限内に必着のこと、書留郵便に限る。）

なお、郵送による場合、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わない。

6. その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円。

（２）契約書作成の要否：要

（３）関連情報を入手するための照会窓口：上記5.（１）に同じ

（４）詳細はプロポーザル説明書による。